

社 長 の た め の お 勉 強

令和 7 年 6 月 2 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

適用除外事業者とは？

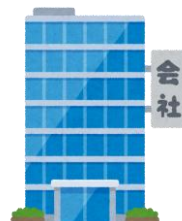
適用除外事業者とは、その会社の事業年度開始前 **3 年以内** に終了した各事業年度の **所得の金額の平均が 15 億円を超える法人**をいいます。

適用除外事業者に該当した場合、中小企業者であったとしても中小企業の優遇規定が受けられなくなります。

《適用除外事業者が**適用**できなくなる規定》

- ① 中小企業者等の法人税の特例
→適用除外事業者は所得金額年 800 万円までの税率が 15%から 19%に増加
- ② 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除
- ③ 中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除
- ④ 中小企業者等の貸倒引当金の特例（法定繰入率）
- ⑤ 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例（30 万円特例）
- ⑥ 中小企業者における賃上げ促進税制

資本金が 1 億円以下でも所得金額が 15 億円を超える会社や 15 億円に迫る会社は注意が必要です。



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office